

# 八王子市提案 ヘルスケア産業特区（個人情報関係部分）について

## 1. 八王子市からの提案（関係部分抜粋）

医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。

### 【具体的な事業例】

前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。

#### (3) 民間企業との共同研究・開発

患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。

## 2. 検討要請に対する回答

（厚生労働省・経済産業省・個人情報保護委員会事務局）

取得した個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。また、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号の規定を満たす場合において、保有する個人データを特定の者と共同利用することは可能である。

なお、個人情報保護法第 66 条第 1 項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第 4 章の義務規定は適用されないこととなっている。

（総務省）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）では、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うこととされているが（同法第 3 条第 2 項）、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば利用目的の変更が可能である（同条第 3 項）。また、利用目的以外の目的であっても、学術研究目的又は特別の理由等があれば、本人同意なく第三者提供することが可能となっている（同法第 9 条第 2 項第 4 号）。

## 3. 八王子市からの意見

回答いただいた内容は承知している。本提案は、学術研究機関に限らず、先端技術を有する民間企業等と診療情報等の個人情報を共有することにより、医療産業において新たな技術開発を実現することを目的とするものである。現状、情報を取り扱う医療機関や企業が必ずしも、法令で許されている学術研究機関等ではない場合が多く、結果として、情報の取り扱いに制限が生じているという課題があり民間企業等との共同研究を実施することが出来ないが、これを実施することで個人情報の共有および活用による共同研究・製品開発を実現することが出来る。この点を踏まえた回答をいただきたい。

#### 4. 再検討要請に対する回答

(厚生労働省・経済産業省・個人情報保護委員会事務局)

改正後の個人情報保護法（平成 29 年 5 月 30 日施行、以下同じ。）第 76 条第 1 項第 3 号の「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいいます。民間の病院や診療所についても、仮に学会に所属する医師個人が学術研究目的で患者の個人情報を利用したり第三者提供したりする場合には、同号の適用除外に該当するものと考えられます。

さらに、「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」には、その実質や外形が 1 つの機関としてみなし得る共同研究・研究グループも該当し得ると考えられ、いわゆる「学会」だけでなく、研究会等の任意団体についても、改正後の個人情報保護法第 76 条第 1 項第 3 号の適用除外に該当するものと考えられます。

(総務省)

独立行政法人等個人情報保護法第 9 条第 2 項第 4 号においては、学術研究の目的であれば利用目的以外の目的で提供が可能であり、改正後の個人情報保護法第 76 条第 1 項第 3 号に該当して提供する場合も含まれると考えられます。

(参考条文：改正後の個人情報保護法一部抜粋)

第 76 条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第 4 章の規定は、適用しない。

一～二（略）

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四～五（略）